

令和7年度 公民連携広告事業提案制度 募集要領

桑名市では、市の資産を活用した広告事業の提案を幅広く募集します。

◆ 提案のできる方

提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、
NPO法人等の法人又は任意団体等（※個人は除く）

◆ 提案の対象とするもの

市が所有する公共施設、備品、物品、配布物など

◆ 募集期間

随時募集

◆ 提案方法

政策創造課へ提出

令和7年4月 改訂

桑名市



本制度に関する問合せ先

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地
桑名市役所 市長公室 政策創造課
電 話 0594-24-1129
メー ル seisakum@city.kuwana.lg.jp

1.趣 旨

本市では、公共施設や備品、物品、配布物など市の資産を活用した広告事業を展開しています。

2.募集する提案

◆対象となる広告事業の提案

市の持つ資産を広告媒体として活用することにより、市の新たな財産の確保（歳入確保・歳出削減）につながるものに加え、市民サービスの向上や地域経済の活性化が期待できるものとします。

3.提案のできる方

提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO法人等の法人又は任意団体等が提案することができます（※個人は除く）。ただし、次に掲げる団体は提案できません。

- | |
|---|
| (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者 |
| (2) 応募書類提出時に桑名市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている者 |
| (3) 桑名市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者 |
| (4) 桑名市暴力団排除条例に規定する排除の対象となる法人等に該当する者 |
| (5) 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合 |
| (6) 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者 |
| (7) 公共性・公平性に問題がある等、その他、桑名市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合 |

※1者が複数の施設や物品に提案をしていただくことも可能です。

※複数企業等から1つの提案をいただくことも可能ですが、その際は代表企業等を設定し、責任の所在を明確にしたうえでご提案ください。

4.提案金額、契約期間

◆提案金額

民間事業者や広告代理店等からの提案額とします。

※但し、提案された年間広告料が著しく安価な場合は、提案をお断りする場合があります。

◆契約期間

原則5年以内として提案してください。

5.提案の対象とするもの

市が所有する公共施設、備品、物品、配布物などを対象とします。

※原則、すべて屋内での広告事業に限定します。

6.事前協議・対話

提案を希望される方は、条件等の確認や提案づくりのサポートのため、提案書の提出前に必ず事前協議・対話を行ってください。なお、相談内容により施設等を所管する部署等へ照会を行う場合があります、回答に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7.提案書の受付

(1) 提出書類

提案に当たっては、次の資料を1部提出してください。提出書類は原則A4サイズで作成をお願いします。

◆ 提出書類

- ①桑名市公民連携広告事業提案書
- ②その他提案事業の内容が分かる参考資料（任意）
- ③市税、国税の未納税額がないことの証明書（市税の完納証明書および国税の納税証明書）
- ④登記事項証明書または代表者の身分証明書

※桑名市の入札参加資格者名簿に登録された方がご提案いただく場合、④は不要です。

※複数企業等から1つのご提案をいただく際、④～⑤は提案者それぞれの分をご提出ください。

◆ 提案書様式等は桑名市 HP「公民連携広告事業の提案募集について」からダウンロード可能

<https://www.city.kuwana.lg.jp/seisaku/shiseijouhou/shisaku/25-74417-208-775.html>

（2）提出方法、提出先

桑名市役所 政策創造課（桑名市中央町二丁目37番地）へご提出してください。

（3）提出期間

通年募集

- ・ 持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日を除く。）
- ・ 郵送の場合は締切日の当日消印有効

《令和 7 年度》

	提出期間
第 1 期	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 6 月 30 日
第 2 期	令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 30 日
第 3 期	令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 7 年 12 月 31 日
第 4 期	令和 8 年 1 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

※土日・祝日・年末年始は休庁日です。

※郵送の場合、消印有効とします。

（4）注意事項

- ・ ご提出いただいた資料は返却致しかねますのでご了承ください。
- ・ 提案内容について、必要に応じてヒアリングまたは追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ・ 提案の成立・不成立に関わらず、桑名市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（事前協議等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償は、いたしません。

8. 広告掲載の条件

受付した提案は、桑名市広告掲載要綱及び桑名市広告掲載基準等に則した提案かどうかの観点により、実現の可能性について検討を行います。

※市の資産を所管する部署ごとに、前述の要綱等以外に基準を設けている場合があります

※広告媒体によっては、桑名市広告掲載要綱等に定める以外にも掲載できない広告がある場合があります。

※導入の可否を総合的に判断した結果、提案をお断りさせていただく場合があります。

9. 企画提案の選定方法（審査の流れ）

広告事業の選定は、次のとおり進めます。

（1）【事業者または広告代理店】事前協議・対話の申し入れ

広告事業の提案を希望される方は、「対象となり得る提案かどうか」等の確認が必要なため、必ず本市との事前協議・対話を行って下さい。

（2）【事業者または広告代理店】提案書の提出

募集要領にあった具体性かつ現実的な提案か、条例等に違反していないかなど、提案を受け付けるか否かを判定します。

※提案内容が受け付けできない場合は、提案者へ郵送で通知します。

（３）【桑名市】桑名市公民連携提案審査委員会（内部審査）

市が設置する「桑名市公民連携提案審査委員会」に報告し、審査を行います。

- ・審査にあたっては、提案が継続的に履行し得る内容であることを確認し、総合的な見地から提案内容等を審査し、選定します。
- ・複数企業から提案が提出され、その提案が市として１枠しか受け入れすることができない場合は、採点方式により審査を行い１者に選定します。
- ・提案者（代理可）にプレゼンテーションをお願いする場合があります（※都合により出席できない場合はこの限りではありません）。

（４）【桑名市】桑名市広告審査委員会（内部審査）

（３）において採用となった提案について、契約締結後に広告媒体に掲載するスポンサー広告の原稿内容の審査を実施します。

※法令及び本市の契約上のルール等により、改めてご提案に関して公募等の手続きが必要になる場合がありますが、その際に、本市が提案者から得た情報の全部または一部を利用して、仕様書等を作成させていただきます。また、公募等の際には、事前に別途協議をさせていただきます。

※選定にあたっては条件を付す場合があります。

10.類似提案が複数者から提出された場合

類似提案が複数企業から提出され、その提案が市として１枠しか受け入れすることができない場合は、下記の採点方式により審査を行います。

審査における評価項目と配点は次のとおり

①採点（Ｂ）は、小項目ごとに５段階で評価する

- ・非常に良い：５点、良い：４点、普通：３点、あまり良くない：２点、良くない：１点

②得点は、次の算式による

- ・得点率（Ａ）×採点（Ｂ）＝得点

審査項目		配点	得点率（Ａ）	採点（Ｂ）	得点（Ａ×Ｂ）
サービス向上	市民にとって有益なものか	１５	３	５	１５
	地域活性化へつながるものか	１５	３	５	１５
歳入確保 歳出削減	提案金額 ※歳出削減金額と歳入金額の合計額とします	７０			７０ ※採点方法は次項参照
合計点数		１００			１００

※提案金額の採点例

提案者が２者以上の場合【最も高い提案者の金額：a 円、提案者の金額：b 円】

$b/a \times 70$ 点 ※小数点以下切捨て

11.審査結果の通知と公表

（１）検討結果の通知

提案に対する本市の審査結果は、応募していただいたすべての提案者に郵送で通知します。

（２）提案と審査結果の公表

審査により選定された提案については、市ホームページにて公表します。

12. 契約の締結

提案をいただいた広告事業を具体的を実施する場合には、所管部署において必要な調整や契約手続等を行います。また、事業の実施に当たっては関係法令に従い、適正に行います。

※サービスの開始は調整や契約手続きが整い次第、順次導入していただくこととします。

※広告掲載契約期間は、提案に基づくものとします。契約期間満了後も引き続いて同内容の広告事業を実施することとした場合は、公募により行います。

13. 広告PRに伴う費用負担

企業広告PRに伴う費用等の負担区分については、原則次のとおりとします。

内容	費用負担者
契約締結後、広告掲載までにかかる一切の費用	事業者負担
契約期間満了後（契約解除後）の原状回復にかかる一切の費用	
原状回復に係る費用	

- 看板等の内容や設置場所、施工内容については、市や関係機関と協議のうえ決定するものとします。
- 設置に際しては、公共施設という性質上、安全確保を確実に取れる方法で設置（配置）するとともに、設置方法について事前に市へ書面にて報告し承認を得るものとします。また、設置場所や方法などについては、市の方針を遵守してください。

14. 留意事項

（１）契約の解除

事業主または広告代理店の事情、違法行為等により、広告事業の維持が困難な場合は、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用はスポンサーの負担とします。

（２）その他

- 情報公開請求があった場合には、「桑名市情報公開条例」に基づき対応します。
- 提案書に虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。
- いただいたご質問に対する回答は、必要に応じてホームページ上で公開いたします。

15. その他

広告事業の契約（提案）期間内であっても、施設の統合、廃止、用途の変更等を行うこととなった場合は、広告事業の契約を取り消すことがあります。

この場合において、当該指定の取消によって生じた損害について、本市はその賠償の責めを負わないものとし、当該広告事業の取り消しを受けた施設については速やかに原状に復して明け渡しをしていただくこととなります。

なお、施設の廃止、統合、用途の変更は、次項の場合をいいます。

- 施設等を廃止する場合
- 他の施設と統合する場合

16. 公民連携の取り組み事例

これまでの公民連携の取り組み事例を、下記桑名市ホームページ内で紹介しております。

<https://www.city.kuwana.lg.jp/seisaku/shiseijouhou/shisaku/20220228.html>